



# 阪神水道企業団公報

令和6年12月16日(月)  
第387号

毎月15日発行

## 目 次

### ◇条 例◇

- 阪神水道企業団議会委員会条例の一部を改正する条例

### ◇規 則◇

- 阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

### ◇公 告◇

- 阪神水道企業団人事行政の運営等の状況の公表について

## ◇条 例◇

阪神水道企業団議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年11月22日

阪神水道企業団

企業長 吉 田 延 雄

阪神水道企業団条例第3号

阪神水道企業団議会委員会条例の一部を改正する条例

阪神水道企業団議会委員会条例（平成7年条例第3号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（委員長及び副委員長がともにないときの互選）</p> <p>第4条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。</p> <p>2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。</p>	<p>（委員長及び副委員長がともにないときの互選）</p> <p>第4条 委員長及び副委員長がともにないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、委員長の互選を行わせる。</p> <p>2 前項の互選の場合には、年長の委員が委員長の職務を行う。<u>ただし、特別委員会については、この限りでない。</u></p>

### 備考

- 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。
- 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係る罫線に対応する改正部分及び改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係る罫線を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

◇規 則◇

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年11月29日

阪神水道企業団  
企業長 吉 田 延 雄

阪神水道企業団規則第8号

阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則の一部を改正する規則  
阪神水道企業団一般職員の給与に関する条例の施行規則（昭和27年訓令第111号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(住居手当等) 第10条の2 住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、管理職手当、夜勤手当、<u>管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当</u>の支給に関しては、別に定める規定による。</p>	<p>(住居手当等) 第10条の2 住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、管理職手当、夜勤手当<u>及び</u>管理職員特別勤務手当の支給に関しては、別に定める規定による。</p>

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。
- 3 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正部分を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

◇公 告◇

阪神水道企業団公告

阪神水道企業団人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年条例第3号）第2条の規定により、令和5年度における阪神水道企業団人事行政の運営等の状況を次のとおり公表する。

令和6年11月19日

阪神水道企業団  
企業長 吉 田 延 雄

## 1 職員の任免の状況

### (1) 職員の採用試験(令和5年度実施)

職種	区分	採用予定者数	申込者数	受験者数	採用者数
事務	大卒	0人	67人	66人	0人
	短大・高専卒		0人	0人	0人
	高校卒		0人	0人	0人
技術	大卒	4人	4人	4人	3人
	短大・高専卒		0人	0人	0人
	高校卒		4人	4人	1人

### (2) 職員の任免

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

	人数	
新規採用	8人	
昇任・昇格	30人	
降任・降格	2人	
退職者	6人	
内訳	定年退職	0人
	普通退職等	6人

### (3) 役職別昇任・昇格者数

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

区分	人数
部長級	1人
課長級	3人
係長級	10人

## 2 職員給与費の状況

### (1) 決算

区分	総費用 A	純損益	職員給与費 B	総費用に占める職員 給与費比率 B/A	【参考】前年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和5年度	千円 16,453,451	千円 2,214,874	千円 1,902,600	% 11.6	% 12.5

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和5年度	人 240	千円 956,630	千円 297,661	千円 432,922	千円 1,687,213	千円 7,030

(注) 1 職員手当には、退職手当を含まない。

2 職員数は、令和6年3月31日現在の人数である。

## 3 職員の平均月収額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和5年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
45歳1月	377,081円	585,838円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額である。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

### (2) 職員の初任給の状況(令和5年4月1日現在)

区分	初任給
大学卒	198,900円
高校卒	173,500円

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(令和5年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
大学卒	279,000円	314,600円	352,300円
高校卒	253,800円	285,000円	320,000円

#### 4 級別職員数等の状況

##### (1) 級別職員数の状況(令和5年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	定型的な業務を行う職務	7人	2.9%
2 級	経験を必要とする業務を行う職務	42人	17.3%
3 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	31人	12.8%
4 級	主任の職務	68人 (27人)	28.0% (11.1%)
5 級	室長、局長、係長及び主査の職務	42人 (2人)	17.3% (0.8%)
6 級	課長、場長、所長、室長、局長、主幹、副場長及び副所長の職務	20人	8.2%
7 級	部長、次長、所長、局長及び参事の職務	4人	1.6%

(注) ( )内は、再任用職員数(外数)である。

#### 5 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

1人当たり平均支給額(令和5年度決算)	
1,711 千円	
(令和5年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.45月分	2.05月分
(1.375月分)	(0.975月分)
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

##### (2) 退職手当(令和6年3月31日現在)

区分	自己都合等	勸奨・定年等
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職(2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	10,133千円	0千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

## (3) 地域手当(令和6年3月31日現在)

支給実績(令和5年度決算)	123,139 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	513,079 円
支給対象職員数	240 人
支給率	12.0 %

(注) 給料、扶養手当、管理職手当(定額)の合計額に12.0%を乗じたもの

## (4) 特殊勤務手当(令和6年3月31日現在)

支給実績(令和5年度決算)	6,113 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	91,239 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度)	27.9 %
手当の種類(手当数)	3

手当名	内容及び支給単価
交替勤務手当	(1) 交替制勤務に服する職員のうち、正規の勤務時間としての午後4時15分から翌日午前9時まで勤務した者に対して支給 1,700 円/回
	(2) 交替制勤務に服する職員のうち、12月29日から翌年の1月3日までの日における正規の勤務時間として勤務した者に対して支給 5,000 円/回 午後4時15分から翌日午前9時までの勤務にあつては勤務1回につき1,700円を加えた額を支給
危険作業手当	(1) トンネルの坑内において、トンネル工事の監督又はトンネル掘り作業に常時直接従事する職員に対して支給 900 円/月
	(2) 塩素滅菌室内において、塩素滅菌するための薬品、器具等を取替え、点検し、又は調整する作業に常時直接従事する職員に対して支給 300 円/月
	(3) 水中作業に直接従事する職員に対して支給(業務内容により支給額が異なる) 600 円/回 又は 400 円/回
	(4) 圧搾空気内で行う作業に直接従事する職員に対して支給 160 円/時間
非常作業手当	正規の勤務時間外(休日における正規の勤務時間を含む。)において、非常災害その他別に定める事故のため緊急の呼集を受け、住居その他勤務場所以外の場所から出勤し、1時間以上にわたって復旧作業等その対策に従事した場合に支給 1,000 円/回
	その勤務の全部又は一部が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合 2,000 円/回

## (5) 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	26,685 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	152 千円
支給実績(令和5年度決算)	31,164 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	181 千円
職員1人当たり年平均時間数(令和5年度)	64.4 時間
職員1人当たり月平均時間数(令和5年度)	5.4 時間

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

(6) その他の手当(令和6年3月31日現在)

手当名	内容及び支給単価	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 配偶者 6,500 円 子 10,000 円 それ以外の扶養親族 6,500 円  16歳の年度始め～22歳の年度末までの子に 加算する額 子1人につき5,000円	24,521千円	116,213円
住居手当	自ら居住するため住宅等を借り受け、家賃等を支払っている職員に対して支給  借家 家賃の額に応じ最高支給限度額 28,000 円	17,722千円	83,991円
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用している職員又は自動車等の交通用具を使用している職員等に対して支給  交通機関利用者 交通用具使用者 交通機関と交通用具の併用者 最高支給限度額 55,000 円	42,281千円	175,440円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に対して支給 部長級(7級) 100,000 円 課長級(6級) 71,000 円 係長級(5級) 42,000 円	45,279千円	707,484円
夜勤手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に対して支給  勤務した時間1時間につき、勤務時間1時間当たりの給与額に25/100を乗じた額	8,889千円	167,717円
管理職員特別勤務手当	課長級以上の職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日等に勤務した場合 部長級(7級) 10,000円 課長級(6級) 8,000円 ※8時間以上勤務した場合は、150/100を乗じて得た額を支給  課長級以上の職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により勤務を要しない日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外に勤務した場合 部長級(7級) 5,000円 課長級(6級) 4,000円	103千円	4,478円



## 6 特別職の報酬等の状況(令和5年4月1日現在)

区 分		給料月額等
給 料	企業長	795,000 円
	副企業長	680,000 円
報 酬	議 長	60,000 円
	副議長	56,000 円
	議 員	52,000 円
	監査委員	54,000 円
期 末 手 当	企業長	(令和5年度支給割合)
	副企業長	4.5月分

区 分		給料月額等		
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	企業長	給料月額×在職月数×0.16	6,105,600 円	任期ごと
	副企業長	給料月額×在職月数×0.16	5,222,400 円	任期ごと

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 7 職員数の状況

計 画 期 間		数 値 目 標
始 期	終 期	
令和2年度	令和9年度	229人(△6人、△2.6%削減)

## 8 職員の勤務時間及びその他の勤務条件の状況

### (1) 職員の勤務時間・休憩時間・休息時間

原則として月曜から金曜まで

1週間の 勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
38時間45分	8時45分	17時30分	12時00分 ～13時00分

(注) 1 上記の開始時間及び終了時間を1時間早く又は遅くすること(時差出勤)ができる。

2 交替制勤務については、2交替制で、昼勤は8時45分から17時30分、夜勤は16時15分から翌9時までの勤務(休憩時間は昼勤1時間、夜勤2時間30分。)

## (2) 主な休暇制度等

## ① 制度の概要

条例上の休暇の種類(名称)	概要
年次休暇	原則として4月1日に20日/年付与 20日を限度に翌年に繰り越すことができる。
公務傷病等による療養休暇	公務又は通勤により負傷若しくは疾病にかかり療養のため勤務できない場合に、企業長が療養を必要と認める期間
私傷病による療養休暇	公務又は通勤によらないで負傷若しくは疾病にかかり療養のため勤務できない場合で、企業長が特に療養を要すると認めるときに、90日以内。
産前、産後休暇	出産予定日以前8週間(多胎妊娠の場合は14週間) 出産日の翌日から8週間
結婚休暇	職員が結婚した場合、連続して7日以内
忌服休暇	職員の親族が死亡した場合、7日以内で親族に応じて定める日数
特別休暇	(1) 風水震災火災その他の非常災害による交通しや断があった場合に、そのつど必要と認める期間
	(2) 選挙権その他公民としての権利の行使の場合に、そのつど必要と認める時間
	(3) 職員の妻が出産する場合に出産日の前後各1週間を通じ、3日以内の期間
	(4) 職員の妻が出産する場合であって、その出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後1年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合に、5日の範囲内で必要と認める期間
	(5) 中学校就学の始期に達するまでの子(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話を行うこと又はその子に予防接種若しくは健康診断を受けさせることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合に、1年度につき5日(対象となる子が2人以上の場合は10日)の範囲内で必要と認める期間
	(6) 職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動(専ら親族に対する支援となる活動を除く。)を行う場合で、その勤務しないことが相当であると認められるとき、1年度につき5日の範囲内で必要と認める期間
	(7) 次に掲げる者で負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者(以下この号において「要介護者」という。)の介護等を行う職員が、当該介護等を行うため勤務しないことが相当であると認められる場合1年度につき5日(要介護者が2人以上の場合にあつては、10日)の範囲内で必要と認める期間 ア 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。)、父母、子及び配偶者の父母 イ 祖父母、孫及び兄弟姉妹 ウ 職員又は配偶者との間において事実上父母と同様の関係にあると認められる者及び職員の間において事実上子と同様の関係にあると認められる者

② 年次休暇の取得状況

	平均付与日数	平均取得日数	平均消化率
令和5年度	19.9日	21.0日	105.5%

3) 育児休業及び部分休業について

① 制度の概要

休業の種類 (名称)	概 要	取得単位
育 児 休 業	職員の養育する子が3歳に達する日まで取得が可能	1日単位
部 分 休 業	職員の養育する子が小学校就学の始期に達する日まで正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で、取得が可能。勤務しない時間は無給。	30分単位

② 育児休業及び部分休業の取得者数(令和5年度)

	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	
		うち両休業 取得者数	
男性職員	0人	0人	0人
	0人	0人	0人
女性職員	0人	0人	1人
	0人	0人	0人
計	0人	0人	1人
	0人	0人	0人

(注) 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」、「うち両休業取得者数」の欄の上段は、令和5年度に新たに育児休業(部分休業)を取得した職員数、下段は、育児休業(部分休業)の期間が令和4年度から令和5年度にかけて引き続いている職員数。

9 分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数(令和5年度)

降 任	1人
免 職	1人
休 職	4人
計	6人

(2) 懲戒処分者数(令和5年度)

戒 告	0人
減 給	0人
停 職	1人
免 職	0人
計	1人

**10 職員の福利厚生に関する状況**

## (1) 共済組合

兵庫県市町村職員共済組合に加入

(兵庫県市町村職員共済組合ウェブサイト <https://www.h-kyosai.or.jp/>)

## (2) 阪神水道職員厚生会

会員掛金率及び事業主負担金率は、いずれも給与月額 $\times$ 5.3/1000

事業名	内 容	
文化体育事業	ボウリング・テニス等各種スポーツ大会開催、クラブ活動補助、観劇会等(3年に1回)	
給付事業	傷病見舞金	疾病又は負傷のため30日以上療養したとき
	出産祝金	本人又は配偶者が出産したとき
	入学祝金	子が小学校、中学校又は高等学校に入学したとき
	永年会員祝金	25年勤続
	家族慰安旅行助成金	55歳。ただし30年以上勤続
	結婚祝金	結婚したとき
	弔慰金	本人又は親族が死亡したとき
	災害見舞金	災害により家財に損害を受けたとき
	退会時餞別金	勤続5年を超える者が退会したとき
貸付事業	臨時に資金を必要とするとき	